

日本國際問題研究所中國部會編

中國共產黨史資料集

6

一九三二年二月—一九三四年一月

勁草書房刊

中国共産党史資料集 第6巻

1973年2月25日 第1版第1刷発行

©編者 日本国際問題研究所
中国部会
発行者 井村寿二
東京都文京区後楽 2-23-15
印刷者 柳川太郎
東京都港区三田 5-12-1

発行所 東京都文京区
後楽 2-23-15
振替東京 175253
株式会社 勁草書房

落丁本・乱丁本はおとりかいたします。
Printed in Japan

図書印刷・和田製本
3331-335603-1836

* 定価は外面に表示してあります。

凡例

(1) 本資料集は、ほぼ五・四運動前後から一九四五年、太平洋戦争が終るまでの中国共産党に関する基本的資料を翻訳採録したものである。選択の基準は、第一に中共中央の発出した重要資料およびコミンテルンの中国関係の重要資料、第二に中共中央に準ずるか、あるいはこれを代表すると思われる個人・団体・政府の名（たとえば、毛沢東・王明・共産主義青年団・辺区政府等）で出された資料、第三に中国共産党と深い係わり合いをもつ大衆的諸団体（たとえば、中華全国総工会等）の名で発表された資料の順である。

(2) 本資料集は全一二巻におよび、各巻毎に、採録した資料についての編注・資料・資料目録・年表・使用文献資料一覧表およびその解題・索引を、この順序に従って掲載した。資料の配列は執筆ないし発表年月日の順とし、年月日の不明のものについてはその資料が掲載された文献の発行日付に従うか、あるいは推定によった。

(3) 複数の原典をもつ資料に関しては、原則として最も早い時期に公表されたと思われるものを原文として採用した。掲載した資料は、今回新たに訳されたものが多いが、従来翻訳され

ていたものについてはこれを参照するか、あるいはその翻訳者の校閲を経て転載したものもある。選択したもののうち、日本語訳のみあって原資料の見出し得ないものは、やむをえずそのまま採録した。ただし重要な資料ではあるが、わが国において今日はなほだ容易に日本語訳を見ることが出来るものについては、多くを掲載しなかった（たとえば『毛沢東選集』所収の資料など）。

(4) 紙数の制約により、重要と思われるかなりの資料を割愛せざるをえなかったが、本資料集作成の際に蒐集した各種の文献資料の中から重要と思われるものを選び巻末の資料目録に掲載したので、これを参照されたい。資料目録の記述は発表年月日、発出者あるいは著者、資料原名、所収原典の順とし、原典が複数の場合は、原則的にはすべて記した。ただし原典を蒐集しえなかったものについては、後世編纂された資料集から採り、その名を記した（たとえば、『赤匪反動文件彙編』『革命文献』『共匪禍国史料彙編』など）。また同様に原典を見出しえず日本語訳のみがあるものは、やむをえずそれからとった。発出年月日不明の場合は、明記しないまま、その前後を適宜判断

して配列した。

(5) 資料目録を利用する際の便宜のために、とくに重要と思われる事項、および事件を年表として上段に付した。また使用文献資料一覧表では、重要かつ初出のものについてのみ簡単な解題を付した。

(6) 使用文字は資料原名・所収原典名および原意を忠実に伝えるのに必要と思われる場合にのみ原文の通りとし、その他は新字体を用いた。

(7) 翻訳文は校閲して用語の統一等を行なったが、責任の所在は翻訳者にあるので、各資料の末尾に翻訳者名を記した。なお訳語は、原則として固有名詞は原語のままとし、その他は翻訳してある。訳文中、「」の部分は訳注あるいは編者注、ないしは訳者が言葉を補ったものである。

(8) 編注は、原則として採録資料の背景（目付、場所、発出

者、前後の状況など）および参考資料をあげるに止めてある。

(9) 本資料集の編纂事業は、第一期に七年、第二期に三年の年月を要した。そのため、途中で編集者に若干の異動があった。各巻の扉裏の編集者一覧に多少の変動が生じた所以である。

(10) 本資料集には、なお不備な点や推蔽の不十分なところも多く、また誤りなきを期したい。読者各位の叱正を待つものである。

(11) 本巻は、一九三二年一月の「上海事変」直後くらい、一九三三年一月の「福建事変」と福建人民政府の崩壊までの時期を扱っている。この間、「第三次極左路線」下の中国共産党の諸文件、および中華ソヴェト共和国の法令・条例など、「江西ソヴェト期」中期の重要資料を収録してある。

目次

資料 1	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 命令第三号および軍事裁判所暫行組織条例(一九三二年二月一日).....	3
資料 2	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 訓令第九号——紅軍優待条例施行のための実施弁法(一九三二年二月一日).....	7
資料 3	中華ソヴェト共和国中央革命軍事委員會 紅軍撫卹条例(一九三二年二月).....	12
資料 4	洛甫(張聞天) 日和見主義という名称と日和見主義の本質(一九三二年三月一九日).....	15
資料 5	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 対日戦争宣言(一九三二年四月二五日).....	19
資料 6	中共中央 各ソヴェト区の党に与える指示電(一九三二年五月二一日).....	22
資料 7	中共ソヴェト区中央局 党の發展と党の改造についての「工作大綱」(一九三二年六月二一日).....	24
資料 8	中共ソヴェト区中央局 江西およびその近隣諸省における革命の優先的勝利の獲得についての決議(一九三二年六月二六日).....	39
資料 9	中共中央 帝國主義・国民党の第四次「匪勦」とわれわれの任務についての決議(一九三二年六月二一日).....	55
資料 10	中共北方各省委員會代表連席會議 革命の危機の増大と北方の党の任務(一九三二年六月二四日).....	68
資料 11	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 布告第九号——革命戦争短期公債六〇万円の發行について 付 革命戦争短期公債發行条例(一九三二年六月二五日).....	82
資料 12	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 農村労働暫行法令(一九三二年六月).....	85
資料 13	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 修正暫行税則(一九三二年七月一五日).....	89

目次

資料 14	中華ソヴェト共和国臨時中央政府財政人民委員部 訓令財字第一五号——稅收を統一する問題について(一九三二年八月一六日)	92
資料 15	中共ソヴェト区中央局 紅軍拡大についての決議——七・八兩月の紅軍拡大工作の点検(一九三二年九月七日)	93
資料 16	中共中央 当面の農民闘争の情勢とわれわれの任務についての決議(一九三二年九月一五日)	100
資料 17	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 紅軍拡大問題についての訓令(一九三二年九月二〇日)	111
資料 18	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 訓令第一五号——地方ソヴェト政府をひきつづき改造していく問題について(一九三二年九月二〇日)	119
資料 19	中共中央 リットン調査団の報告および反帝大衆闘争の強化についての決議(一九三二年一〇月七日)	121
資料 20	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 命令第一二号——戦争のための緊急動員について(一九三二年一〇月一三日)	128
資料 21	中華ソヴェト共和国臨時中央政府成立一周年記念に際して全選挙民に宛た工作報告(一九三二年一一月七日)	134
資料 22	江西省ソヴェト政府 一年間の活動報告(一九三二年一一月)	145
資料 23	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央人民委員會 国庫暫行条例(一九三二年一二月二日)	160
資料 24	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央人民委員會 命令第三五号——富農を徵発し勞	

	役隊を組織せよ(一九三三年一月二五日)……………	162
資料25	中華ソヴェト共和国臨時中央政府財政人民委員部 訓令第一二号——會計制度を統一せよ(一九三三年二月一六日)……………	163
資料26	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央人民委員会 訓令第八号——財政の統一について(一九三三年二月二七日)……………	167
資料27	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央土地人民委員部 訓令第一号——土地闘争を深め、地主階級の財産を徹底的に没収するために(一九三三年二月二八日)……………	168
資料28	中華ソヴェト共和国臨時中央政府・労農紅軍革命軍事委員会 宣言(対日作戦協定締結のための三条件)(一九三三年一月一七日)……………	172
資料29	中共中央 満州の各級党部および全党員に与える書簡——満州の現状とわが党の任務について(一九三三年一月二六日)……………	174
資料30	中共中央の各級党部宛書簡——全国民衆団体による救国会議の召集について(一九三三年二月一〇日)……………	192
資料31	洛甫(張聞天) 新しい指導方式について(一)(一九三三年二月一四日)……………	198
資料32	中共ソヴェト区中央局 閩粵贛省委員会についての決定(一九三三年二月一五日)……………	207
資料33	洛甫(張聞天) 羅明同志の日和見主義路線とはどんなものか(一九三三年二月一八日)……………	209
資料34	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 ソヴェト区域に対する敵の経済封鎖を打破するために大衆に告げる書(一九三三年二月二六日)……………	217

資料 35	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 訓令第二〇号——革命大衆より穀物を借り入れ紅軍に供給することについて（一九三三年三月一日）……………	219
資料 36	中華ソヴェト共和国臨時中央政府財政人民委員會 訓令第一五号——關稅制度をうちたてよ（一九三三年三月一七日）……………	222
資料 37	中共中央 熱河事変に際して全国の民衆に告げる書（一九三三年三月一八日）……………	226
資料 38	ソヴェト区少年先鋒隊中央總隊部 ソヴェト区少年先鋒隊各級隊部組織條例（一九三三年三月二三日）……………	232
資料 39	博古（秦邦憲） 現段階におけるソヴェト政權の經濟政策について（未完）（一九三三年四月一五日）……………	235
資料 40	洛甫（張聞天） ソヴェト經濟發展の前途について（一九三三年四月二二日）……………	254
資料 41	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央人民委員會 訓令第一〇号——國民經濟部の設立について（一九三三年四月二八日）……………	260
資料 42	中華ソヴェト共和国臨時中央政府財政人民委員會 訓令第一九号——現金の域外持出し登録制度の樹立について（一九三三年四月二八日）……………	262
資料 43	ミフ 中国における革命的危機の新たな發展（一九三三年五月一五日）……………	264
資料 44	洛甫（張聞天） ソヴェト政權下の階級闘争（一九三三年五月二六日）……………	278
資料 45	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央人民委員會 訓令第一一号——広く深く査田運動を實行せよ（一九三三年六月一日）……………	295
資料 46	中共ソヴェト区中央局 紅軍拡大についての決議（一九三三年六月六日）……………	299

資料 47	中共中央 各級党部および全同志に宛た書簡——反帝運動における統一戦線について—— (一九三三年六月八日)	303
資料 48	毛沢東 査田運動は広大な区域における中心的な重大任務である(一九三三年六月一八日)	313
資料 49	毛沢東 八県の県・区ソヴェト責任者による査田運動大会の結論(一九三三年六月二日)	317
資料 50	どのように階級を分析するか(一九三三年六月)	329
資料 51	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 貧農団の組織と工作大綱(一九三三年七月一五日)	332
資料 52	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 中央人民委員会 命令第四六号——行政区画の改訂 に關する決議の執行について(一九三三年七月二日)	338
資料 53	中共中央 帝國主義・國民黨の第五次「匪勦」とわが党の任務についての決議 (一九三三年七月二四日)	340
資料 54	毛沢東 新たな情勢と新たな任務(一九三三年七月二九日)	349
資料 55	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 第二回全国ソヴェト代表大会の召集宣言(一九三三年八月一日)	352
資料 56	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 中央執行委員会 ソヴェト暫行選挙法、およびその 実施についての決議(一九三三年八月九日)	355
資料 57	毛沢東 第五次「匪勦」の粉碎とソヴェト經濟建設の任務(一九三三年八月二日)	364
資料 58	周恩来 中央紅軍の当面する緊急任務(一九三三年八月)	375
資料 59	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 布告第二七号——査田運動を展開するために (一九三三年九月一日)	380

資料 60	中共中央 查田運動についての第二次決議（一九三三年九月八日）	382
資料 61	潘漢年 一九路軍軍閥の「生産大衆の政権」と土地綱領について（一九三三年九月一七日）	385
資料 62	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員会 農業税暫行税則（一九三三年九月一八日）	392
資料 63	中華ソヴェト共和国臨時中央政府財政人民委員部 土地税徴収細則（一九三三年九月二七日）	395
資料 64	中華ソヴェト共和国臨時中央政府財政人民委員部 訓令第二四号——土地税の徴収問題 のために（一九三三年一〇月六日）	399
資料 65	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央人民委員会 命令第四九号、および土地闘争におけるいくつかの問題についての決定（一九三三年一〇月一〇日）	405
資料 66	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員会 あらためて労働法を公布することについて の決議、および中華ソヴェト共和国労働法（一九三三年一〇月一五日）	423
資料 67	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員会 労働法規違反懲罰条例（一九三三年一〇月一五日）	442
資料 68	中華ソヴェト共和国臨時中央政府 第五次「匪勦」を粉碎するための緊急動員令 （一九三三年一〇月一八日）	444
資料 69	中華ソヴェト共和国臨時中央政府・紅軍と福建省政府・一九路軍の反日反蔣初步協定 （一九三三年一〇月二六日）	447
資料 70	中華ソヴェト共和国臨時中央政府・革命軍事委員会 「中日間の直接交渉」について 全国民衆に告げる（一九三三年一二月一日）	449

資料71	毛沢東 郷ソヴェト工作の模範——長岡郷（一九三三年一月一八日）	452
資料72	周恩来 蕭勁光に代表される紅軍内の羅明路線に反対せよ（一九三三年一月二五日）	486
資料73	中共中央 福建事変に際して全国の民衆に告げる（一九三三年二月五日）	490
資料74	中華ソヴェト共和国地方ソヴェト暫行組織法（草案）（一九三三年二月二日）	494
資料75	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員会 命令第二五号——紅軍内の逃亡分子の問題について（一九三三年二月一五日）	532
資料76	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員会 訓令第二六号——汚職・浪費行為の処罰について（一九三三年二月一五日）	533
資料77	毛沢東・朱徳 福建人民革命政府および一九路軍に宛た第一回目の電報（一九三三年二月二〇日）	535
資料78	王明 革命・戦争および武力干渉と中国共産党の任務——コミンテルン執行委員会第一三回プレナムでの演説（一九三三年二月）	536
資料79	毛沢東・朱徳 福建人民革命政府および一九路軍に宛た第二回目の電報（一九三四年一月一三日）	589
資料80	中共中央 福建事変に際しての第二次宣言（一九三四年一月二六日）	590
資料目録		595
使用文献資料一覧表		
索引		

中國共產黨史資料集

第六卷

資料1

中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會

命令第三号および軍事裁判所暫行組織條例

(一九三二年二月一日)

「中華蘇維埃共和國中央執行委員會命令第三號 中華蘇維埃共和國軍事裁判所暫行組織條例」(「中華蘇維埃共和國軍事裁判所暫行組織條例」)

中央政府中央執行委員會印行 一九三二年二月刊

〔編注〕 一般的な裁判および裁判所の規定は一九三一年一月一日公布の「處理反革命案件的手續與建立司法機關的暫行程序」(第五卷資料74)や一九三二年六月九日公布「裁判部暫行組織及裁判條例」(同名パンフ)があるが(福島正夫『中国の人民民主政權』九五―九六ページ参照)、本資料はとくに紅軍および地方武装諸組織につき規定したものである。たんに独裁の機関としてのみではなく、諸武装隊伍の特殊性や權利を考慮にいれて制定された。選挙における「紅軍及地方武装的暫行選舉細則」(中執委、三一年一月)や紅軍優待の諸法規(資料2・3)などとも関連させて理解する必要があらう。

命令第三号

紅軍内の戦闘員・指揮員および工作要員の權利を保障し、紅

軍の鉄の規律を維持するために、本執行委員會は「中華ソヴェト共和国軍事裁判所暫行組織條例」をとくに公布するものである。ここに公布された本條例は、一九三二年二月一日より効力を生ずるものとする。中央革命軍事委員會は、本命令を受けとりしだい、ただちにこれを各級の紅軍部隊および地方武装指揮部に伝達し、本條例の各項の規定にしたがつて軍事裁判所を組織し、それによって紅軍内の一切の刑事裁判を管轄せしめること。以上、命令する。

中央革命軍事委員會殿

中央執行委員會

主席 毛沢東

副主席 項英

張国燾

一九三二年二月一日

軍事裁判所暫行組織條例

第一章 総則

第一条 およそ紅軍、遊撃隊、独立師(独立師団〔訳注〕、独立団〔独立連隊〕〔訳注〕、赤色警衛連〔赤色警衛中隊〕〔訳注〕、その

他の武装部隊で軍務に服する者は、軍人たるとその他の工作要員たるとを問わず、刑法、軍事刑法、その他の法律を犯した場合には、すべて軍事裁判所においてこれを審理する。ただし、通常の規律を犯すも、未だ違法行為にまではいたらないものは、この限りではない。

第二条 作戦地域における住民の違法行為は、軍事刑法違反であれ、その他の法律の違反であれ、すべて軍事裁判所においてこれを審理する。敵軍のスパイ・内通者なども、作戦地域内の場合には、やはり軍事裁判所においてこれを審理する。

第三条 紅軍の各級軍事裁判所は、すべて本条例の規定にしたがってこれを組織しなければならない。

第二章 軍事裁判所の組織系統

第四条 軍事裁判所は、以下の四種類に分かれる。

- (1) 初級軍事裁判所
- (2) 陣地初級軍事裁判所
- (3) 高級軍事裁判所
- (4) 最高軍事裁判会議

第五条 初級軍事裁判所は、紅軍の軍司令部・師団司令部・軍区指揮部・独立師部に設ける。陣地初級軍事裁判所は、作戦陣地の最高級の指揮部内に設ける。

第六条 高級軍事裁判所は、中央革命軍事委員会内に設ける。

第七条 最高軍事裁判会議は、最高法院内に設ける。

第八条 初級軍事裁判所および陣地初級軍事裁判所は、いずれも高級軍事裁判所に従属する。高級軍事裁判所は、最高法院に從属する。

付注(1) 最高法院が設けられないうちは、最高軍事裁判会議が解決すべき事件については、臨時中央政府が臨時に組織する法廷において解決する。

付注(2) 未だ中央ソヴェト区とつながりを持つことができずに孤立しているソヴェト区は、当該ソヴェト区の最高軍事委員会に高級軍事裁判所を設け、事件を最終的に決裁する権限をこれに付与する。

第三章 軍事裁判所の工作要員

第九条 初級軍事裁判所は、裁判所長一名、裁判員二名が裁判委員会を構成し、高級軍事裁判所は、裁判所長一名、副裁判所長一名、裁判員三名が裁判委員会を構成し、すべての裁判業務を指揮する。最高軍事裁判会議は、最高法院によって指定されたものをもってこれを組織する。だが、必ず中央革命軍事委員会の代表が参加しなければならない。

第一〇条 初級軍事裁判所の所長および裁判員は、兵士代表大会が推薦し、高級軍事裁判所が審査のうえ許可する。高級軍事裁判所の所長および裁判員は、中央革命軍事委員会が名簿